

鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金の 事務手続きについて

1. 実施計画書提出

○補助金要綱の別表から補助対象を確認のうえ、御提出ください。

2. 内示通知を受ける

**【重要】内示の通知日以降は、事業に着手していただいて問題ありませんが、
実施計画書に記載した整備予定の機種を変更する場合等は事前に御相談ください。**

なお、本補助事業において着手届及び完了届の提出は必要ありません。

3. 交付申請書提出 【締切:令和7年10月22日】

○原則、実施計画書と同じ内容で申請を行ってください。

○実施計画書提出時から変更がある場合は必ず御相談ください。_(計画を縮小・廃止する
場合は対応可能ですが、申請台数を増やしたり、機器を変更することはできません。)_

4. 実績報告書提出・支払

【提出期限】①か②のいずれか早い日
①事業の完了から30日以内
②令和8年4月30日まで

(a) 2月末までに実績報告書を提出する場合

①実績報告書提出 ②補助額の確定（県から通知文が届く）③県が補助額分を振込

(b) 工期設定等の関係上、3月～4月末までに実績報告書を提出する場合

- ①概算払（県が事前に交付決定額の全額を振込（3月中））
※概算払する場合には、2月末時点の提出状況に応じて、県から連絡します。
- ②実績報告書提出【期限厳守】
- ③補助額の確定（県から通知文が届く）
- ④補助金返還（交付決定時から減額があった場合のみ）

**事業は令和8年3月末
までに完了してください**

※実績報告書は、事業完了後速やかに御提出ください！
（事業の完了…補助対象経費の支払いがすべて完了した日）

5. 消費税に係る仕入控除税額報告書の提出 ※確定申告完了後

【対象】消費税を含めて本補助金の交付を受けたすべての医療機関

【期限】令和9年5月末まで

○消費税の申告状況によっては、県への補助金返還が必要となることがあります。
（返還額が0円の場合も、報告書の提出が必要です。）

○提出期限前にはリマインド連絡をさせていただきますが、報告が必要な旨について、
必ず担当者間での引継をお願いいたします。

書類提出・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部・感染症対策センター（担当：尾崎）

電話 0857-26-7739 電子メール kansentaisaku-center@pref.tottori.lg.jp

電子メールでの書類提出に御協力をお願いいたします。

鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金 必要書類一覧 (交付申請・実績報告)

【交付申請時】

必要書類		チェック欄
様式	県規則様式第 1 号（交付申請書）	
	県要綱様式第 1 - 1 号（実施計画書）	
	県要綱様式第 1 - 1 号別紙（施設／設備整備事業計画書）	
	県要綱様式第 2 号（収支予算書）	
	国要綱第 2 号様式別紙 2（事業計画書）	
添付書類	見積書、カタログ ※事業計画時から変更がなければ、提出は不要です。	

【実績報告時】

必要書類		チェック欄
様式	県規則様式第 3 号（実績報告書）	
	県要綱様式第 1 - 2 号（実績報告書）	
	県要綱様式第 1 - 2 号別紙（施設／設備整備事業実績報告書）	
	県要綱様式第 2 号（収支決算書）	
添付書類	施設整備事業	
	①事業着手日が分かる資料（契約書、注文書等）	
	②納品書、工事完了報告書等	
	③設置・改修後の写真(②に含まれている場合は提出不要)	
	④支出の証拠書類（領収証、振込関係書類等） ※納品後～支払までに時間を要する場合は、①～③が揃い次第実績報告 いただいて問題ありません。（ただし、④は支払完了後に必ず提出をお願い します。）	
	設備整備事業	
	①納品書	
	②設置後の写真	
	③支出の証拠書類（領収証、振込関係書類等） ※納品後～支払までに時間を要する場合は、①②が揃い次第実績報告 いただいて問題ありません。（ただし、③は支払完了後に必ず提出をお願い します。）	